

## 出資法人の情報の公表に関する要綱

平成13年3月5日 学事文書第921号  
各出資法人の長・関係所属長あて  
総務部長 通知

改正 平成14年4月1日  
平成16年3月26日  
平成18年4月1日  
平成20年5月26日  
平成21年6月9日  
平成23年5月26日  
平成24年6月25日  
平成25年7月5日  
平成26年7月11日  
平成27年3月27日  
平成31年4月1日  
令和5年3月3日

### 第1 趣旨

この要綱は、出資法人の業務及び財務の状況に関する書類の公表手続等について必要な事項を定めるものとする。

### 第2 知事が定める出資法人

山口県情報公開条例（平成9年山口県条例第18号）第28条第1項の規定により知事が定める出資法人は、事業内容が県行政と密接な関係を有し、県単独又は市町村若しくは民間との共同出資により設立された団体のうち県が基本財産等の4分の1以上を出資又は出捐しているもの又はそれに準ずるもので、別表1に掲げるものとする。

### 第3 公表する書類

出資法人が公表の対象とする業務及び財務に関する書類は、別表2のとおりとする。

### 第4 書類の公表の場所及びその方法

#### 1 書類の公表の場所

出資法人の主たる事務所及び山口県情報公開センターとする。

#### 2 書類の公表の方法

(1) 出資法人の主たる事務所及び山口県情報公開センターに備えて置き、一般の閲覧に供するとともに、インターネットを活用し、公表するよう努めるものとする。

(2) 書類の複写を希望する者に対しては、実費で複写に応ずるものとする。

#### 3 書類を備えて置く時期

可能な限り最新の状態で備えて置くものとする。

#### 附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表 1

1	(公財)山口県ひとづくり財団	10	(公財)やまぐち農林振興公社
2	(一財)山口県国際総合センター	11	(公社)山口県青果物基金協会
3	(公財)山口県国際交流協会	12	(一社)無角和種振興公社
4	(一財)山口県デジタル技術振興財団	13	(一財)やまぐち森林担い手財団
5	(公財)山口きらめき財団	14	(公社)山口県栽培漁業公社
6	(公財)山口県健康福祉財団	15	(一財)山口県建設技術センター
7	(福)山口県社会福祉事業団	16	(一財)山口県施設管理財団
8	(公財)やまぐち移植医療推進財団	17	(公財)山口県暴力追放運動推進センター
9	(公財)やまぐち産業振興財団		

別表 2

出資法人の区分	業務の状況に関する書類	財務の状況に関する書類
一般社団法人、一般財団法人、 公益社団法人、公益財団法人、 社会福祉法人	定款 役員名簿（社員名簿） 事業計画書 事業報告書	収支予算書 （収支計算書） 貸借対照表 （財産目録） 正味財産増減計算書
特別法に基づく法人	定款 役員名簿 事業計画書 事業報告書	収支予算書 資金計画書 財産目録 貸借対照表 損益計算書